

最近の判例から (15)

暴力団組事務所としての使用差止等を求める仮処分命令の申立てが一部容認された事例

(福岡地裁久留米支部 平21・3・27 判タ1303—302) 太田 秀也

暴力団組事務所として使用されている3棟の建物の近隣に居住ないし就業している債権者らが、人格権を侵害されていると主張して、各建物の暴力団組事務所等としての使用の差止め等を求めた仮処分命令の申立てが、現に暴力団組事務所として使用されている建物の500mの範囲内の居住者等について容認された事案

(福岡地裁久留米支部決定 平成21年3月27日 一部容認 即時抗告・異議 判例タイムズ1303号302頁)

1 事案の概要

本件は、下記(2)の各建物の近隣に居住ないし就業している債権者らが、下記(1)の債務者らによって暴力団組事務所等として使用されていることにより、人格権を侵害されていると主張して、暴力団組事務所等としての使用の差止め等を求めた事案である。

- (1) 債務者甲山会は、いわゆる指定暴力団であり、債務者丁木一家は、甲山会の下部組織である。
- (2) 本件各建物は、北から建物1、建物2、建物3の順に隣接しており、各建物の周辺には、住宅やマンションが立ち並んでいるほか、医院や寺院などが点在しており、各建物から北側へ200メートルほど離れた位置には、久留米市立B小学校がある。

建物1は、甲山会の本部事務所として、建物2は、丁木一家の組事務所として使用

されていた。また、建物3は、債務者丁木が所有している。

2 判決の要旨

裁判所は、以下のように述べて、債権者Xの申立てを一部容認した。

「本件については、平成18年5月以来、甲山会と九州D会との間の抗争に起因するとみられる発砲事件等が相次いでおり、本件各建物にも銃弾数十発が打ち込まれている。こうした発砲事件等には、路上やマンション駐車場など一般市民の日常生活の場で発生したものも少なくなく、いつ一般市民が巻き込まれていてもおかしくないものであったといえるし、また、佐賀県武雄市内の病院では、現に一般市民が九州D会の関係者と間違われて射殺されるという被害が発生している。

このような事情に照らせば、本件各建物が暴力団組事務所等として使用されることにより(中略)、本件各建物の近隣に居住ないし就業していて、本件各建物付近を日常的に通行する機会のある一般市民が、これに巻き込まれ、又は、暴力団員と間違われて襲撃されるなどして、その生命、身体を害されるおそれは少なくないというべきである。また、発砲事件等の発生にまで至らなくても、いつ発砲事件等が発生するとも限らない状況に怯えながら日常生活を営むというだけで、これら一般市民の平穩に生活を営む権利は侵害されているといえることができる。

したがって、本件各建物が暴力団組事務所等として使用されることにより、本件各建物の近隣に居住ないし就業している一般市民の人格権が侵害されることは明らかというべきであるが、他方、その人格権の侵害の程度は、居住地ないし就業先が本件各建物から離れば離れるほど低下するものであることもまた否定はできない。この点、受忍限度を超えて違法に人格権を侵害されるおそれを有している一般市民の範囲を明確に画することは困難であるが、本件事案の性質からすれば、本件各建物が存する場所から一定の距離内に居住・就業している一般市民についてのみ人格権侵害の疎明があったとみるのが相当である。そして、本件各建物の立地や甲山会と九州D会との間の抗争の態様、使用された銃器の種類などの諸事情を勘案すれば、その距離は500メートルをもって相当というべきである。そうすると、本件各建物が存する場所から500メートルの範囲内に居住・就業していない債権者らについては、人格権侵害の疎明を欠くとして、その申立てを却下せざるを得ないが、その余の債権者らについては、本件各建物が存する場所から500メートルの範囲内に居住・就業していることから、本件各建物が暴力団組事務所等として使用されることによって受忍限度を超えて違法に人格権を侵害されているとして、人格権に基づき、本件各建物を暴力団組事務所等として使用することの差止めを求めることができるというべきである。」

なお、差止めの対象としては、建物1及び建物2が現に空き家となった以上は、建物1及び建物2が暴力団組事務所等として使用されることによる人格権の侵害は解消されたというほかはなく、仮に建物1及び建物2において暴力団組事務所等としての使用が再開されるようなことがあれば、債権者らが建物1

及び建物2について改めて暴力団組事務所等としての使用の差止めを求めることができることはいうまでもないとして、暴力団組事務所等として使用されている建物3について暴力団組事務所等としての使用の差止め等を認めた。

また、建物3の執行官保管の申立てに関しては、甲山会と九州D会との間の抗争の推移等の時間的経過を見守る必要がある等とした上で、本案の第1審の審理に要するであろう時間を勘案し、決定から1年間、建物3を保管するよう命じた。

3 まとめ

不動産に関する暴力団との関係については、本件のように、近隣住民からの人格権に基づく暴力団事務所としての使用禁止の仮処分申請のほかに、マンション管理組合からの建物の区分所有等に関する法律58条、59条等に基づく使用禁止、競売等の請求によって対応している事例があるが、本件では暴力団組事務所の500mの範囲内の居住者等について人格権の侵害を認定している点が実務の参考となるところである。

不動産の取引においては、契約の際に暴力団事務所が近隣に存在していること等の説明をしていない場合には、瑕疵担保責任や説明義務違反が問われることがあるので留意が必要である。また暴力団を含む反社会的勢力の排除に関して契約書への暴力団排除条項の導入の必要性も指摘されているところである。

(暴力団関係者であるかのような外観を作出して不当な利益を得る目的で締結した契約であるとして錯誤無効とされた事例として高知地判平21・9・15も参照されたい)。